

中小企業活性化条例の改正案について

資料1

1 背景

- ・小規模事業者は、本県企業数の約9割を占めており、地域の多様な需要に応えることで、県経済及び県民生活を支えている。
- ・人口減少、高齢化、地域経済の低迷等の構造的な変化が進展する中、小規模事業者は、売上や事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えている。
- ・小規模事業者の事業の安定的な継続が大きな課題となっている。

2 条例の改正の概要

中小企業活性化条例の一部を改正し、小規模企業の支援に関する基本理念、具体的な施策に対応する文言等を追加する。

①小規模企業の事業の持続的発展を図る基本理念の明確化

- ・小規模事業者は、必ずしも「成長」を目的として活動しているわけではなく、地域の様々なニーズに応えることも大きな目的となっている。
- ・「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上や伝承、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」を位置付ける。

②中小企業支援団体の役割の追加

- ・商工会、商工会議所は、地域の小規模事業者の課題を自らの課題として捉え、小規模事業者による事業計画の策定を支援し、その着実なフォローアップを行う「伴走型」の支援を行うことを位置付ける。

③小規模企業振興の内容の明確化

- ・県と中小企業支援団体、市町村、金融機関等が連携し、様々な施策を実行に移していくとともに、特にその中心となる商工会議所及び商工会の体制を整えていく必要がある。
- ・具体的な施策として、生産性の向上(販路開拓、新商品・新サービス開発、人材確保・育成、経営マネジメント等)、円滑な事業承継の支援、中小企業支援団体の体制整備等について位置付ける。

④新たな重点施策への対応

- ・県としての新たな重点施策となっているサービス産業の生産性向上、大分県版第4次産業革命、働き方改革の推進等の取組について、中小企業・小規模企業振興にあたり県が講ずる施策に追加する。

3 支援施策の見直し

・条例改正と併せ、小規模事業者の課題に対応する新たな支援施策を講じる。

・施策案は、県政推進指針への反映、平成30年度当初予算案への計上を目指し、検討を進める。

課題	方向性
①販路開拓、新商品・サービス開発	域内生産体制の充実・強化、事業者間の連携促進 等
②経営マネジメント	伴走型での個社支援、ITの活用支援 等
③人材確保・育成	柔軟な雇用制度の推進、人材育成の取組支援 等
④事業承継	事業承継ネットワークの構築推進 等
⑤商工団体の支援体制	内部研修強化、表彰制度創設、人事交流促進 等

条例改正案①

①前文の見直し

- ・小規模企業を取り巻く厳しい環境や小規模企業の重要性等の説明を追加。

(略)しかしながら、中小企業の大半は従業員20人以下の小規模企業や個人事業主であり、経営基盤の脆弱さ等の課題を抱えるとともに、経営者の高齢化や後継者不足の深刻化により、休廃業・解散が増加傾向にあるなど、経済環境の悪化に伴い、近年では、廃業数が開業数を上回る等、厳しい状況に置かれている。また、商業、サービス業の分野でも、県民生活に密接に関わってきた地域の商店街や商店は、大型店の出店や人口の減少等により、衰退傾向に歯止めがかからず、県民の消費活動にも影響が生じている。

(略)また、小規模企業は、地域での細やかな需要への対応や、固有の技術や知識による大手が対応困難な製品・サービスの提供など、地域経済や県民生活を支える大切な役割を担っている。

②小規模企業の事業の持続的発展を図る視点の明確化

- ・人口減少、高齢化、地域経済の低迷等の構造的な変化が進展し、小規模企業にとっては事業を維持するだけでも大変な努力が必要。
- ・基本理念として、「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」を位置づける。

第3条

4 中小企業の振興は、特に小規模企業の事業の持続的な発展が図られるよう、経営面及び資金面に配慮するほか、中小企業の経営規模を勘案して推進されなければならない。

③中小企業支援団体の役割の再確認

- ・小規模支援法において、商工会、商工会議所は、地域の小規模事業者の課題を自らの課題として捉え、小規模事業者による事業計画の策定を支援し、その着実なフォローアップを行う「伴走型」の支援を行うことが明示された。
- ・こうした点を踏まえ、中小企業支援団体の責務を規定した条例第6条に、小規模企業振興の責務に関する条項をあらためて追加する。

第6条

2 中小企業支援団体は、小規模企業の課題解決を自らに課された重要課題として捉え、小規模企業への伴走型の支援を行うものとする。

④小規模企業振興の内容の明確化

- ・今後の小規模企業振興にあたっては、「事業の持続的発展」の理念のもと、県と中小企業支援団体、市町村、金融機関等が連携し、様々な施策を実行に移していくとともに、特にその中心となる商工会議所及び商工会の体制を整えていく必要がある。
- ・具体的な施策としては、経営発達支援計画に基づく小規模企業支援のほか、販路開拓・人材確保・経営マネジメント等を含む生産性の向上支援、事業承継支援などが挙げられる。

第12条 県は次に掲げる中小企業の振興に関する基本的な方針に基づき、必要な施策を講ずるものとする。

(1)～(5) 省略

(6) 小規模企業の事業の持続的発展を図ること。

第18条 県は、特に小規模企業の事業の持続的な発展を図るため、中小企業支援団体や市町村、金融機関等と連携し、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

(1) 小規模企業の事業の持続的発展に向けた生産性向上の支援

(2) 小規模企業の円滑な事業承継の支援

(3) 小規模企業振興を図る中小企業支援団体の体制整備

条例改正案②

⑥新たな重点施策への対応

- ・平成25年3月の条例制定以降、県では平成27年10月に大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」及び「まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」を策定し、新たな施策展開を開始している。
- ・特に、以下の施策については、県のこれからの重点施策であり、かつ条例制定時には想定されていなかった施策でもあるため、条例にも位置付けるものである。
(サービス産業の生産性向上、大分県版第4次産業革命「OITA4.0」の推進、クリエイティブ産業の振興、働き方改革の推進)
- ・加えて地域内の経済循環の創出のため、商工3団体の提唱する「県産品消費(発注)拡大運動」に協調し、県産品消費拡大の推進を位置づける。

第12条 県は次に掲げる中小企業の振興に関する基本的な方針に基づき、必要な施策を講ずるものとする。

- (1) ~ (3) 省略
- (4) 中小企業の人材の確保及び育成並びに働き方の改革を通して多様な担い手の活躍を促進すること。

第14条 県は、中小企業の経営の拡大及び新分野進出を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 産学官連携等による新技術及び新商品の開発の支援
- (2) 取引拡大に向けた新たな産業集積の推進
- (3) 総合産業としてのツーリズムの振興
- (4) 農商工連携の促進
- (5) 市場動向に応じた海外展開の支援
- (6) サービス産業の生産性の向上
- (7) 創造的発想及び革新的技術とそれを有する人材の活用の促進

第16条 県は、中小企業の人材の確保及び育成並びに働き方の改革を通して多様な担い手の活躍を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 若年人材の確保及び雇用のミスマッチの解消
- (2) キャリア教育の充実及び中小企業における人材の資質の向上
- (3) 後継者の育成並びに技術及び技能の承継の促進
- (4) 女性、高齢者及び障害者が就労しやすい環境の整備
- (5) ワーク・ライフ・バランスの促進
- (6) 下請取引の適正化
- (7) 外国人材の活躍の促進

第17条 県は、中小企業の活用により地域内の経済循環を創出するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業の製品、技術及びサービスに関する情報の提供
- (2) 県内の農林水産物、鉱工業品その他地域資源の活用の促進及び県産品の消費拡大の推進
- (3) 柔軟な発注方式による受注機会の拡大

大分県中小企業活性化条例制定以降の動き

- 平成25年 3月 **【県】大分県中小企業活性化条例施行**
- 平成26年 6月 **【国】小規模企業振興基本法制定、小規模支援法改正**
(小規模企業の持続的発展、商工団体の伴走型支援を位置付け)
- 10月 **【国】小規模企業振興基本計画策定**
- 平成29年 2月 **【県】大分県中小企業活性化条例推進委員会 小委員会開催(第1回)**
- 平成29年 4月～6月 **【県】春の500社企業訪問実施(過去最多の636社を訪問)**
6月 **【県】中小企業地域懇話会開催(計59小規模事業者が参加)**
6月、7月 **【県】商工団体との事務レベル会議開催(6/1、7/13)**
- 平成29年 8月3日 **【県】大分県中小企業活性化条例推進委員会 小委員会開催(第2回)**
- 平成29年 8月25日 **大分県中小企業活性化条例推進委員会開催(第1回)**
- 平成29年 9月 県庁各部局、市町村に条例改正案の意見照会
- 平成29年 9月26日 **大分県中小企業活性化条例推進委員会開催(第2回)**
(支援施策・条例改正の最終案、毎年の施策評価等を議論)
-
- (以降は予定)
- 平成29年 10月上旬 パブリックコメントの実施(～11月上旬)
- 平成29年 11月下旬 第4回定例県議会に条例改正案を提案
- 平成29年 12月下旬 改正条例施行予定